

小型旅客船が GPS プロッターの航跡から逸脱して乗り揚げ、旅客 14 人が負傷

概要：本船は、船長及び甲板員 2 人が乗り組み、旅客 45 人を乗せ、A 海岸沖を航行中、暗岩に乗り揚げ、旅客 14 人が負傷（肋軟骨損傷、腰部打撲、頸椎捻挫等）した。

損傷：船体 プロペラ及びシュースピース部骨材に曲損など

本船（旅客船）

総トン数：19 トン
L × B × D：16.35m × 4.48m × 2.12m



本 船

天気：晴れ
風向：南西
風速：約 4~5m/s
視界：良好
波高：約 0.5m

11:25 ごろ

本船は、A 海岸付近の遊覧に向けて出港

本船は、**甲板員が操船**を行い、約 16 ノット(kn)の速力で手動操舵により航行した

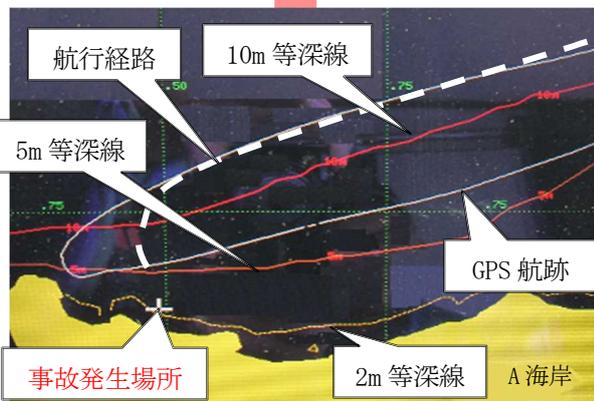
船長は、操船に慣れさせようと思い、甲板員に操船を行わせていた

本船は、早めに左舵を取って機関を中立とし、約 2~3kn の前進惰力で左回頭を開始し、**GPS に記録された航跡（GPS 航跡）よりも陸岸寄り**を航行した

甲板員は、操船に慣れておらず、GPS 航跡との位置関係を見ながら**船位の確認**を行うなどの余裕がない状況であった

船長は、左回頭する時機がいつもより早く、A 海岸に近寄っていると感じたが、**進路の修正を指示しなかった**

船長は、甲板員が操船に意識を集中しているところで余り口うるさいことを言わない方がよいと思い、また、**付近に存在する浅瀬、岩礁等の正確な位置を把握していなかった**



会社は、運航基準図に浅瀬、岩礁等の航行の障害となるものの位置などを明記していなかった上に、船長に対し、運航基準で定められた**航行経路の遵守を求めていなかった**

11:47 ごろ

本船は、ほぼ反転した場所で行きあしを止めた後、機関を前進にかけ、速力約 5kn となったとき、水深約 1m の**暗岩に乗り揚げた**

運航基準図に記載すべき事項（運航基準）

- 航行経路（針路、変針点等）
- 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置 など

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・安全統括管理者は、**関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底**するとともに、乗組員に対し、運航基準を周知するなど安全管理規程の遵守を確実にすること
- ・船長は、浅礁の近くなど乗り揚げ**る危険のある場所を航行する場合、自ら操船**を行うこと
- ・船長は、**運航基準で定められた航行経路に従って運航し、GPS プロッター画面により船位の確認**を十分に行うこと

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成 27（2015）年 3 月 26 日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acc/2015/MA2015-4-2_2015tk0001.pdf